

判決年月日	平成22年9月27日	担当 部	知的財産高等裁判所 第2部
事 件 番 号	平成22年（行ケ）10102号		
○商標の類否判断に誤りがあるとして審決が取り消された事例			

（関連条文）商標法4条1項11号

1 事案の概要

本件は，原告が下記(1)の本願商標について商標登録出願をしたところ，拒絶査定を受けたので，これを不服として審判請求をしたが，特許庁から請求不成立の審決を受けたことから，その取消しを求めた事案である。

争点は，本願商標が下記(2)，(3)の引用商標と類似するか（商標法4条1項11号），等である。

(1) 本願商標



・指定商品

第14類

「身飾品，時計，貴金属，キーホルダー，宝石箱，宝玉及びその模造品」

・出願 平成19年8月15日

(2) 引用商標2



・指定商品

第14類 「身飾り品（カフスボタンを除く）」

第26類 「頭飾品」

・出願 平成16年4月1日

・商標登録第4815768号

・登録 平成16年11月12日 ・商標権者 株式会社アートゲイン

(3) 引用商標4



・指定商品

第20類

「海泡石，こはく，荷役用パレット（金属製のものを除く。），養蜂用巣箱，美容院用いす，理髪用いす，プラスチック製バルブ（機械要素に当たるものを除く。），貯蔵槽類（金属製又は石製のものを除く。），輸送用コンテナ（金属製のものを除く。），木製・竹製又はプラスチック製の包装用容器，ネームプレート及び標札（金属製のものを除く。），うちわ，せんす，植物の茎支持具，きゃたつ及びはしご（金属製のものを除く。），郵便受け（金属製又は石製のものを除く。），帽子掛けかぎ（金属製のものを除く。），買物かご，家庭用水槽（金属製又は石製のものを除く。），ハンガーボード，工具箱（金属製のものを除く。），タオル用ディスペンサー（金属製のものを除く。），家具，つい立て，びょうぶ，ベンチ，アドバルーン，木製又はプラスチック製の立て看板，食品見本模型，人工池，マネキン人形，洋服飾り型類，額縁，石こう製彫刻，プラスチック製彫刻，木製彫刻，きょう木，しだ，竹，竹皮，つる，とう，木皮，あし，い，おにがや，すげ，すさ，麦わら，わら，きば，鯨のひげ，甲殻，人工角，ぞうげ，角，歯，べっこう，骨，さんご」

・出願 平成18年8月14日 ・商標登録第5080554号

・登録 平成19年9月28日 ・商標権者 コスメティックローランド株式会社・
ステファニーエンタープライズ株式会社
・銀座ステファニー化粧品株式会社

2 審決

審決の理由の要点は，本願商標と引用商標2及び4は類似の商標であって，指定商品も同一又は類似であるから商標法4条1項11号に該当する，というものである。

3 判決

本判決は，概略以下のとおり判断し，本願商標と引用商標2，4は類似せず，引用商標

2, 4との対比において本願商標の商標法4条1項11号該当性を肯定した審決の判断は誤りであり、その誤りは結論に影響を及ぼすものであるから、本件審決は取り消されるべきであるとした。

(1) 商標法4条1項11号に係る商標の類否は、対比される両商標が同一又は類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、それには、そのような商品に使用された商標がその外観、観念、称呼等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべく、しかもその商品の取引の実情を明らかにし得る限り、その具体的な取引状況に基づいて判断すべきものである。そして、複数の構成部分を組み合わせた結合商標を対比の対象とする際には、まずは結合商標の外観、観念、称呼の態様を総合的に観察してみて、一体のものとして対比の対象とするのか分離して対象とするのかを決し、その上で、具体的な取引の実情が認定できる場合には、その状況も踏まえて、不可分なものとするのか、それとも分離しその一部を抽出してみるのかを決すべきである。

(2) 引用商標2は、・・・「WORLD」の文字と「collezione」の文字は大小の差はあるものの、同一の色彩からなる丸みを帯びた文字で近接して書されていること、引用商標2の上部に配された図形は、「WORLD」の頭文字「W」と「collezione」の頭文字「C」をモノグラム化したものと容易に理解できること、「WORLD」の単語は「世界」を意味する日本人にとってなじみが深く、それだけでは商標の印象が薄いのであり、指定商品分野においてイタリア語を使用する頻度が低いと一般に認められることも合わせると、取引者、需要者は、引用商標2の構成中の「WORLD」の文字と「collezione」の文字を一体のものとして把握することが多いと認めることができる。

そして、「collezione」の語が後記のとおりの意味を持つイタリア語であることは別にしても、本願商標及び引用商標の指定商品の分野に関係する者にとって、その語から「コレツィオーネ」との称呼を連想させ、全体として「ワールドコレツィオーネ」と称呼し、しゃれた語感を持つ商標との印象を与えるものといえることができる。この全体の称呼は短いものではないが、商標として長すぎるものでもなく、「コレツィオーネ」を切り離して引用商標2を把握することは、「WORLD」の語の前記位置づけからすれば、引用商標2それ自体の態様でみる限り、むしろ引用商標2の自他商品識別力を弱めるものといわなければならない。

そうすると、引用商標2の少なくとも下部の「WORLD」と「collezione」の文字部分は、一体として把握するのが自然であり、引用商標2の一部である「WORLD」の文字部分だけを抽出しこれを他人の商標と比較して商標の類否を判断するのは相当でなく、このことは後記に認定の引用商標2の取引の実情にかんがみても、同様の判断となる。

(3) 本願商標と引用商標2全体を対比すると、両者の外観、観念及び称呼は異なる。

(4) 取引の実情についてみても，引用商標２は片仮名の「ワールドコレツィオーネ」の表記と共に表示されるなど一連一体の商標として使用されていることが認められ，「WORLD」の部分のみが分離されて取引上使用されている事実は見当たらない。また，本願商標と同様に「WORLD」の表記から成る表示が，アパレルメーカー（被服製造会社）である原告の営業表示として遅くとも昭和５７年には全国的に広く認識されていたと認められているところ，本願商標の指定商品である身飾品，時計，貴金属等は，ファッションのトータルコーディネート観点からすれば，被服ないし服飾と関連する分野の商品である。そうすると，本願商標及び引用商標２に係る商品の取引者，需要者は，取引に当たり，本願商標が付された商品と引用商標２が付された商品の出所を誤認混同することはないと認めるべきである。したがって，本願商標と引用商標２は類似しないというべきである。

(5) 引用商標４を構成する「WORLD」と「ONE」の文字部分は，書体の種類を異にし，線を挟んで上下に分かれている上，上段の「WORLD」の方が下段の「ONE」に比べやや大きく書されているものの，「WORLD」の「O」の部分は軌道上を回る地球の図で表されており，上記軌道が下線の上部と下部にまたがってほぼ半円状に表され，その半円の内部に「WORLD」の「RLD」の文字部分と「ONE」の「NE」の文字分が収まるように描かれていること，「WORLD」の語も「ONE」の語も，それぞれ日本人にとってなじみの深い英単語であって，個々の語それ自体では自他商品識別力は強くなく，両者が合わさって「ワールドワン」との語感に加え後記のとおり「世界一」などの観念を与えるものとして，印象が強くなるものであることからすると，引用商標４は全体として１つのまとまりとして看取するものと見るのが自然である。したがって，引用商標４においては，「WORLD ONE」を一体として把握するのが自然であり，後記に認定の引用商標４の取引の実情にかんがみても，同様の判断となる。

(6) 本願商標と引用商標４全体を対比すると，両者の外観，観念及び称呼は異なる。

(7) 本願商標に関する取引の実情は前記のとおりであり，引用商標４はコスメテックスローランド株式会社が平成１８年８月４日出願した商標であり，商標権者であるステファニー化粧品の通信販売用ウェブサイトにおいて，化粧品「ワールドワンシリーズ」の表記とともに使用されていることが認められ，取引の実情を加味しても，本願商標と引用商標４は外観，観念及び称呼が異なるから類似しない。